

令和6年度 多摩市立連光寺小学校 いじめ防止基本方針及びいじめ防止等の対策のための組織

I いじめの防止に関する基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 より)

すべての教職員が「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうる、だれもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決の取組を徹底する。

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑤は、全教職員がもつべきいじめについての基本的な認識である。全教職員がこの基本認識をしっかりもち、いじめ問題に取り組むことを徹底する。

- ① いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ② いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ③ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ④ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ⑤ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

II いじめ防止等の対策のための組織

いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下に示す「いじめ対応委員会」を設置し、この委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でのいじめ対策を行う。学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ対応委員会は、いじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報の収集、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援、保護者との連携といった役割を果たす。

校長		校長	副校長	副校長
いじめ対策委員長 (生活指導主任)		生活指導主任	スクールカウンセラー	スクールカウンセラー
いじめ対策委員	各学年主任	各学年 学年主任		養護教諭
				生活指導主任
			特別支援 コーディネーター	特別支援コーディネーター

生保-23

Ⅲ いじめ防止基本方針及び具体的な取組

方針1 いじめの未然防止

- (1) いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを児童に理解させ、生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図る。
- (2) 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- (3) 児童が、人・社会・自然と向き合うことで、共に生きる心の大切さ、集団の一員としての自覚と自信を育む体験や活動を取り入れる。
- (4) 児童がいじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (5) 学級集団づくり等の校内研修を通じて教職員の資質を向上させる。
- (6) ネット上のいじめの防止に向けた啓発活動を推進する

具体的な取組

- (1) ①人権尊重の精神のもとに、持続可能な社会の担い手を育成するためのE S Dを推進し、共生と
思いやりの心の育成を図る。
- (2) ①道徳教育全体計画に基づいて、各学年の発達段階に応じた規範意識やよりよく生きる力・道徳的実践
力を養う。
②道徳授業地区公開講座等を通じて、家庭や地域との連携を図り、思いやりの心や生命尊重の態
度を育む指導を行う。
③ふれあい月間に合わせて『いじめ総合対策』等も活用した、いじめに関する道徳授業を年3回行う。
- (3) ①たてわり班活動を実施し異学年との交流を図ることで、思いやりと共生の心の育成を図る。
②学級園や棚田での栽培活動、多摩川での自然観察、桜が丘公園での体験活動をとおして、自然と向か
い合い、責任ある行動力を養う
③地域の障がいのある方、高齢者、幼稚園・保育園児など地域の方々との交流をとおして、地域への愛
着を高めるとともに、地域の一員としての自覚をもたせる。
④『多摩市かがやきブック』を活用し、児童の社会性の育成に向けた指導の充実を図る。
- (4) ①「友だちアンケート」を年間5回実施し、いじめの早期発見に努めるとともに、よりよい友だち関係
について考える機会とする。
②6月のふれあい月間では全児童がいじめ防止の標語を作成し、学校公開にむけて掲示し、保護者地域
にも意識を高めてもらう機会とする。
③「多摩市いじめ防止対策推進条例リーフレット」を配布、指導し、保護者も含めたいじめ問題への理
解を深める。
- (5) ①特性がある児童の指導・支援について、巡回相談員やスクールカウンセラー、かがやきが級担当
者の助言を活かし、児童理解に努める。
②『人権教育プログラム（学校教育編）』『いじめ総合対策』等を活用した職員校内研修を年3回行
い、教職員の人権意識を高め、いじめ対応力を身に付ける。年度当初における研修は「重大事態
への対処」を取り扱う。
- (6) ①セーフティ教室をとおして、ネット上でのいじめにつながる書き込みをしないなど、児童への情
報モラルの指導を徹底する。
②SNS学校ルールを周知し、意識の向上を図る。

方針2 いじめの早期発見（早期対応）

- (1) いじめは、大人が気付きにくい場面で発生し、発見しにくい形で行われることを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持ち、いじめを見逃すことのないよう認知能力の向上を図る。また、日頃から教職員間での情報を共有し、保護者や地域住民、関係機関と連携し、情報収集や対応を図る。
- (2) 教育相談を充実させ、児童が、いじめを訴えやすく、また教職員が一人で抱え込まない体制を整え、いじめの実態を把握する。

【具体的な取組】

- (1)
 - ①「友だちアンケート」を年間5回実施し、その結果をもとに児童の話を聞いたり、生活の様子を観察したりして、いじめの早期発見に努める。
 - ②生活指導夕会や生活指導全体会などを通して、職員間で児童の情報を交換しやすい環境を作り、児童一人一人の理解を深める。
 - ③スクールカウンセラーやピアティーチャーと密に情報交換し、児童の実態把握に努めるとともに、課題をいち早くつかめるようにする。
 - ④複層的な視点から子供たちの変化を把握するため、全教員が休み時間等で定期的に校内巡回を行う。
 - ⑤家庭や地域と連携して、あいさつの励行や集団生活のマナー、規範意識の確立など基本的な生活習慣の徹底を図り、児童の様子や変化にいち早く気づき、対応できる体制を整える。
 - ⑥いじめ発見チェックシートを活用して、いじめにつながると思われる具体的な行動や言動をチェックして、児童の実態把握に努める。
 - ⑦放課後の子どもの様子について把握するために、児童館や学童クラブと連携を図り、いじめが疑われる場合は、直ちに情報を提供してもらえるように依頼する。
- (2)
 - ①必要に応じて、担任と児童の二者面談を実施し、本人のことだけでなく友だちのことや学級のこととも話せるようにし、実態の把握に努める。
 - ②児童及び保護者に校内の相談窓口や相談機関の連絡先等を周知し、困ったことなどを相談できる場所が複数あることを伝え、一人で抱え込まず誰かに話せるような環境を作る。
 - ③学級担任は、スクールカウンセラーと情報交換する場を定期的に設け、相談を密に行う。また、スクールカウンセラーに協力を仰ぎながら効果的な面談の手法や話の聞き方などについての研修などを行い、児童理解の力を高める。
 - ④相談室だよりを発行し、児童や保護者に相談室が開いている時間やスクールカウンセラーの出勤日、相談室で受付している相談内容などを紹介する。
 - ⑤いじめにつながる事例や面談の内容について、いじめ対応委員会に報告し、有効な対応策について検討し、全職員が協力して問題の解決にあたる。

方針3 いじめへの対応

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員での対応ではなく、いじめ対応委員会を開催し、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- (2) 被害児童を守ることを最優先にし、迅速に事実確認を行い、加害児童に適切な指導を行う。
- (3) 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- (4) 日頃から保護者・地域との連携を図る。
- (5) 重大事態が起きた場合は、教育委員会の他、関係諸機関と連携し、解決に向けた対応を図る。

【具体的な取組】

- (1) ①把握したいじめについて、いじめ防止等の対策のための組織・いじめ対応委員会の会議を開催し、いじめの事実の確認、対応や指導方針、支援等を協議し、場当たりの対応にならないよう組織的に対応する。
②いじめ対応委員会を核として情報の共有を図り、被害児童への支援とケア、加害児童、周囲の児童への指導について、教職員の明確な役割分担を行い、組織的に対応する。
- (2) ①いじめられた児童の状況をきめ細かく把握し、スクールカウンセラーをはじめとした相談窓口を用意し心理的なストレスを軽減したり、複数教員による見守りや声かけに取り組んだりするなど、児童の安全確保を充分に行う。
②いじめの加害児童の保護者に状況を連絡するとともに、加害児童に対し、毅然とした態度で指導を行う。
③加害行為の背景に加害児童が過去にいじめを受けた経験があるなど心の傷が原因となっている場合は、スクールカウンセラーと協力して、加害児童の心のケアに努める。
- (3) ①いじめの調査結果や対応について教育委員会に報告し、対応について多摩市子育て総合センターや児童相談所と情報を共有する。
②いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対応する。
③法的に適切な対応が求められる場合などについては、東京都教育相談センターのいじめ等の「問題解決支援チーム」を積極的に活用する。
- (4) ①いじめに係る状況やその指導について被害・加害両方の保護者に情報提供し、解消・解決に向けて、協力して取り組み、被害児童の保護者に進捗を報告する。
②地域人材を活用し、地域の大人による児童の登下校時の見守りを行う。
③緊急を要する場合は臨時保護者会を開き、事案の状況や学校の対応について説明し、保護者へ協力を依頼する。
- (5) ①加害の子供への指導に改善が図られず、被害児童が長期の欠席に至るなど、重大事態が起きた場合は、教育委員会に報告し、いじめの事実や対応の記録を整理し、課題や解決等を協議し、諸機関や専門家と連携して対応する。